

## ■医療費控除は領収書の提出が不要になりました

裏面の明細書を作成し、提出することで領収書の添付が不要になります。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなくてはなりません)

※健康保険組合などが発行する医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。

**医療費控除の明細書(裏面)の記載例**

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療	2/18	■ 病院	診療	6,000円	①
	5/28	■ 病院	診療	3,400円	①
		▲▲ 薬局	医薬品	700円	②
国税花子さんが受けた医療	9/13	〇〇 診療所	診療	3,300円	③
			医薬品	1,100円	

・医療を受けた人  
・病院・薬局  
ごとに医療費を合計して記載します。

平成 年分 医療費控除の明細書  
※この控除を受ける方は、セルフディメンション税制は受けられません  
氏名 国税太郎

1 医療費通知に関する事項  
医療費通知が添付される場合は、申告書に添付し記入します。  
※医療費通知が添付されていない場合は、領収書または医療費通知を添付してください。  
医療費通知が添付されていない場合は、領収書または医療費通知を添付してください。  
医療費通知が添付されていない場合は、領収書または医療費通知を添付してください。

2 医療費(上記1以外)の明細 欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■ 病院	□ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲ 薬局	□ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費	700円
③ 国税花子	〇〇 診療所	□ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費	4,400円

## 申告期間中は窓口が大変混雑します。郵送による提出やインターネットを利用した申告がおすすめです！！

◎国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する市役所や税務署の申告会場に出向かなくても、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。また、ご不明な点は電話で問い合わせすることもできます。作成した確定申告書はe-TAXで送信、もしくは印刷して郵送のいずれかにより提出できます。

◎平成31年1月からは従来のマイナンバーカードとICカードリーダーを使った方法に追加して、事前に税務署で取得したID・パスワードを利用して、申告書をe-Taxで送信できるようになりました。マイナンバーカードやカードリーダー等が不要なので、ぜひ、ご活用ください。

## 平成31年1月からスマートフォンを使って申告できます！

◎平成31年1月から、年末調整済みの給与所得者で医療費控除、またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方向けに、入力が簡単な「スマホ専用画面」を用意しており、ID・パスワードを利用してe-Taxで申告することができますので、該当の方は「スマホ専用画面」をご利用ください。

※ID・パスワードは事前にお近くの税務署にて、運転免許証などの本人確認書類を提示して、事前に発行していただく必要があります。

【作成コーナーの操作方法などに関するご質問はヘルプデスクへ】  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570 - 01 - 5901  
■月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日などを除く)  
詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。  
【ご相談、お問い合わせは、土浦税務署へ】  
☎ 029 - 822 - 1100 (自動音声案内)  
住所: 〒300-8601 土浦市城北町4番15号